

別表 2（第 6 条関係）

認定要件	提出書類
就労 週 3 日かつ 1 日 4 時間以上の労働(月 4 8 時間以上の労働)	就労証明書
妊娠又は出産 出産する月を含め、前後 2 か月(出産月含め前後 5 か月)	母子手帳
保護者の疾病又は障害 (1) 入院(おおむね 3 か月以上の入院が見込まれる場合) (2) 居宅内(常時病臥、精神性疾患で通院加療等を行っている、通院加療等を行い、かつ、安静を要する場合) (3) 身体障害者手帳 1 級から 4 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級、愛の手帳 1 度から 4 度までのいずれかに該当する場合	疾病の場合 疾病内容確認書 障害の場合 心身・精神障害者手帳、 愛の手帳、診断書等
3 親等以内の親族の介護又は看護 (1) 入院、通院、通所(3 親等以内の親族の入院、通院、通所のため、週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上の付き添いをした場合) (2) 自宅介護(身体障害者手帳 1 級から 4 級、又は、精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級、又は、愛の手帳 1 度から 4 度までのいずれか、または要支援 1・2、要介護 1 から 5 に該当する 3 親等以内の親族を常時介護している場合)	介護・看護の場合 介護・看護状況申告書 介護の場合 心身・精神障害者手帳、 愛の手帳、介護保険証、 ケアプラン又は診断書の いずれか
災害復旧 火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため現に保育に当たれない場合	罹災証明書
求職活動 求職(起業の準備を含む。)のため、昼間に外出することを常態としている場合	求職活動状況申立書
就学（職業訓練等含む。） 不就労であるが、就学又は職業訓練のため現に保育に当たれない場合	在学証明書
その他 (1) 死亡、行方不明、拘禁等の状態にある場合 (2) 児童虐待を行っている若しくは再び行われる恐れがある場合又は配偶者等からの暴力等により保育に当たれない場合 (3) 区が保育が必要と認める場合	必要に応じた書類等